

第9回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
事務局長補佐	高木健
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第20号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和5年第9回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席ですので欠席遅刻委員はございません。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、4番橋本委員、5番古徳委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和5年7月18日（月）常設審議委員会

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。議案は1ページから3ページとなります。今回2件の申請が出ています。交換的な意味合いはあるのですが、申請書としては別々であがってきておりますので、番号に沿ってご説明をさせていただきます。

（番号1）譲渡人が新屋町のAさん、譲受人が新屋町のBさんです。申請地を贈与により所有権移転し、露地野菜を栽培されたいという申請内容でございます。土地の所在は、2ページをご覧ください。新屋町、畑、516㎡です。農振地域に該当します。次に農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるということですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号及び第3号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、耕作をされるということで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

続きまして、（番号2）譲渡人が新屋町のBさん、（番号1）の譲受人と同一世帯です。譲受人が新屋町のAさんです。申請地を贈与により所有権移転し、露地野菜を栽培されたいという申請内容でございます。土地の所在地は、3ページをご覧ください。Cを入った所、新屋町、畑、740㎡です。次に農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるということですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号及び第3号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、耕作をされるということで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、角委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 （番号1）の畑は、新屋町会館の南側になります。（番号2）の畑は、Cから西の方に入り、D県議の家の隣になります。現状は今、草が生えていて（番号1、番号2）ともに畑としては利用していません。所有権移転後は耕作されるということですので、先ではどうされるかはわかりませんが問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第30号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請書について」

の説明をお願いします。

事務局 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の4ページから5ページになります。今回1件申請ができております。(番号1)譲渡人が清水町のEさん、譲受人が芝町のFさんです。土地の所在地は、5ページをご覧ください。米子境港線の北側、Gさんの北側になります、芝町、畑、1831㎡です。申請理由は、申請地を売買により、所有権移転し、資材置場として利用したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、2種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、整地もされますが、周辺に太陽光発電所がありますので、流水等の被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、濱田委員、角委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 この辺りの農地は耕作しておられませんので、特に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第31号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第31号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第32号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。

議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

(河岡委員が退室)

事務局 議案第32号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を説明させていただきます。内容については7ページをご覧ください。今月は11件の利用権の

設定がございます。付替えがほとんどですが、表の上から２番目、３番目、Ｈさん、財ノ木町の７９歳の方で、ご夫婦で耕作されていますが、今回、規模拡大と言う事で、自宅近くの畑を２枚機構を通して借り、露地野菜を作りたいという計画です。あと、４、５、６、７番につきましては渡町のＩさんから新屋町のＪさんへの付け替えになります。８番のＫさん新規ということですが、公社を通して借りていたものが終了して、機構に切り替えるという案件です。９、１０、１１番ですが、さきほどの４、５、６、７番のＬさんからＩさんへの付け替えになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第３２号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第３２号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第１９号 農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第２０号 農地法第５条第１項第８号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議会・農業会議臨時総会（会長） 令和５年８月２２日（火）

○第２回農政専門部会（第１会議室） 令和５年９月１１日（月）

◆午後１時３０分～ 秋季農作業労賃について

○令和５年第１０回境港市農業委員会総会 令和５年９月１１日（月）

◆午後２時００分～ 総会

○農地パトロール研修 令和５年９月１１日（月）

◆総会終了後～ （中海干拓地）

・農業委員会情報 市報 ８月号「農地や用水路への不法投棄について」

市報 ９月号「農地パトロールの実施について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和５年第９回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和５年８月１０日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
